

令和元年度静岡県相談支援従事者現任研修 実施要綱

1 研修の目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）における相談支援事業等に従事する人材の資質の向上を図ることを目的とします。

2 研修期間及び会場

研修期間は、3日間とし、2～3日目は2組に分けて講義及び演習を行います。

区分	開催日	会場・住所
共通講義	10月1日（火）	静岡県総合社会福祉会館 シズウエル 703 （静岡市葵区駿府町1-70）
演習 1グループ	2日目 10月8日（火）	
	3日目 10月16日（水）	
演習 2グループ	2日目 10月9日（水）	
	3日目 10月17日（木）	

※会場には受講者用の駐車場がないため、公共交通機関を利用してください。

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
（委託先）社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとしますが、変更等があった場合、必要により別途通知します。

なお、受講者には、受講決定時に事前課題（サービス等利用計画の事例作成等）について御案内しますので、所定の様式により、期限までに提出してください。

5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、障害者（児）ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で、以下に掲げる方とします。

- (1) 現に相談支援専門員として従事している方、又は今後従事する予定のある方であって、次の①～④のいずれかに該当する方
 - ① 平成26～29年度の相談支援従事者初任者研修を修了し、かつ相談支援従事者現任研修を修了していない方
 - ② 平成21～25年度の間相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了した方で、修了の翌年度から起算して、5年以内に相談支援従事者現任研修（1回目）を修了し、かつ、6年以上経過後に相談支援従事者現任研修（2回目）を修了していない方

- ③ 平成 17 年度の障害者ケアマネジメント従事者研修又は平成 18～20 年度の間に相談支援従事者初任者研修（5 日間）を修了した方で、修了の翌年度から起算して、5 年以内に相談支援従事者現任研修（1 回目）、6 年以上 10 年以内に相談支援従事者現任研修（2 回目）を修了し、かつ 11 年以上経過後に相談支援従事者現任研修（3 回目）を修了していない方。
- ④ 平成 16 年度以前に障害者ケアマネジメント従事者研修を修了した方のうち、次のいずれかに該当する方。
- ア 平成 18～20 年度の間に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、初任者研修修了の翌年度から起算して、5 年以内に相談支援従事者現任研修（1 回目）、6 年以上 10 年以内に相談支援従事者現任研修（2 回目）を修了し、かつ 11 年以上経過後に相談支援従事者現任研修（3 回目）を修了していない方。
- イ 平成 20～23 年度の間に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、初任者研修修了の翌年度から起算して、5 年以内に相談支援従事者現任研修（1 回目）を修了し、かつ 6 年以上 10 年以内に相談支援従事者現任研修（2 回目）を修了していない方。

【参考 ①～④の区分】

区分	相談支援従事者 初任者研修	相談支援従事者現任研修			
		1 回目	2 回目	3 回目	
		初任者研修修了の翌年度から			
		5 年以内	6 年以上 10 年以内	11 年以上経過	
①	H26～H29 修了	<u>未修了</u>			
②	H21～H25 修了（5 日間）	修了	<u>未修了</u>		
③	H17※～H20 修了（5 日間）	修了	修了	<u>未修了</u>	
④	ケアマネ研修を H16 までに修了	ア 初任者研修 H18～20 修了	修了	修了	<u>未修了</u>
		イ 初任者研修 H21～23 修了	修了	<u>未修了</u>	

※H17 の名称は「障害者ケアマネジメント従事者研修」

(2) (1)に該当しない方であって、次の①～②をいずれも満たす方

- ① 現在、障害者総合支援法に規定された障害福祉サービス事業所又は児童福祉法に規定された障害児通所支援事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している方
- ② 平成 27～29 年度に実施した相談支援従事者及びサービス管理責任者現任研修並びに平成 30 年度に実施した相談支援従事者現任研修を受講していない方

注意…制度改正により、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（サビ管等）の研修要件についても 5 年ごとの更新が必要となりましたが、**本研修は、サビ管等の更新研修には該当しません。別途、「サービス管理責任者等更新研修」を受けていただく必要がある**ので、御注意ください。

6 受講定員

200 人程度

7 受講申し込み方法及び注意事項

申し込み準備	<u>「静岡県電子申請システム」の利用者登録を行っている方</u> →静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください <u>「静岡県電子申請システム」の利用者登録を行っていない方</u> →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）
申し込み手順	①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/ ②検索メニューの手続き名「相談支援従事者現任研修」で検索 ③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行 ④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン ⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請 ⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了
申し込み期限	令和元年 8 月 9 日（金）17 時 <u>※期限後は一切申請入力できません</u>

【注意事項】

- ① 申込みは、法人（又は各市町）ごと行ってください。（事業所単位の申込みは無効）。
- ② 県外の事業所に配置されている又は配置予定の方については、本研修を受講できません。
- ③ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ④ 申込み後半日程度経過しても研修申込み受付メールが届かない場合は、申込み登録が完了していないおそれがあるため、必ず、申込み期限までに、県障害者政策課（電話番号 054-221-3599）まで確認をしてください。
- ⑤ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑥ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握、相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、受講区分等を踏まえて選考の上決定し、各法人の長宛てに受講（可否）通知書をメール送付します。（申込み時に登録したメールアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません。）

※ 申込み人数が受講定員を超過した場合は、現任の相談支援専門員かつ更新期限が今年度の方を優先します。

※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。

※ 受講決定後の演習グループ変更はできません。

9 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事の修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。

- ① 講義に遅れた場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- ② 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作・講義中の写真撮影・タブレット式端末の使用等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ 所定の期限までに事前課題の提出がない場合
- ⑤ 課題の内容に、著しい不備が認められた場合
- ⑥ 研修参加費を納付していない場合

10 受講費用

1人当たりの受講費用として、研修参加費及びテキスト代（合計14,000円）を徴収します。

なお、研修参加費及びテキスト代は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては受講費用は返金しません。）

また、研修会場への旅費、滞在費等は、受講者負担とします。

① 研修参加費：10,000円

受講申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。

② テキスト代：4,000円

研修初日に受付にて現金で徴収します。

11 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
申込み方法（県電子申請システム）、受講決定に関する事	静岡県障害者政策課 電話番号 054-221-3599 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
研修の内容に関する事	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 永井、坂井 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)

令和元年度 静岡県相談支援従事者現任研修 日程表

日程 会場	時間	研修内容
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1日目</div> 10月1日 シズウエル 703	9:40 ~ 9:50	開講式・オリエンテーション
	9:50 ~ 11:50	相談支援の基本姿勢について
	12:50 ~ 14:50	障害者福祉の動向及び地域生活支援事業について
	15:00 ~ 17:00	自立支援協議会について
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">2日目</div> 10月8日 10月9日 シズウエル 703	9:30 ~ 12:00	スーパーバイズ 利用者主体のソーシャルワークの理解
	13:00 ~ 15:20	障害者ケアマネジメントの実践 演習Ⅰ 個別実践報告
	15:30 ~ 17:30	障害者ケアマネジメントの実践 演習Ⅱ 共通事例
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">3日目</div> 10月16日 10月17日 シズウエル 703	9:30 ~ 14:30	スーパーバイズ 演習Ⅲ 共通事例のケア計画の作成
	14:30 ~ 17:30	障害者ケアマネジメントの実践 相談面接のロールプレイ(アサーティブコミュニケーション)

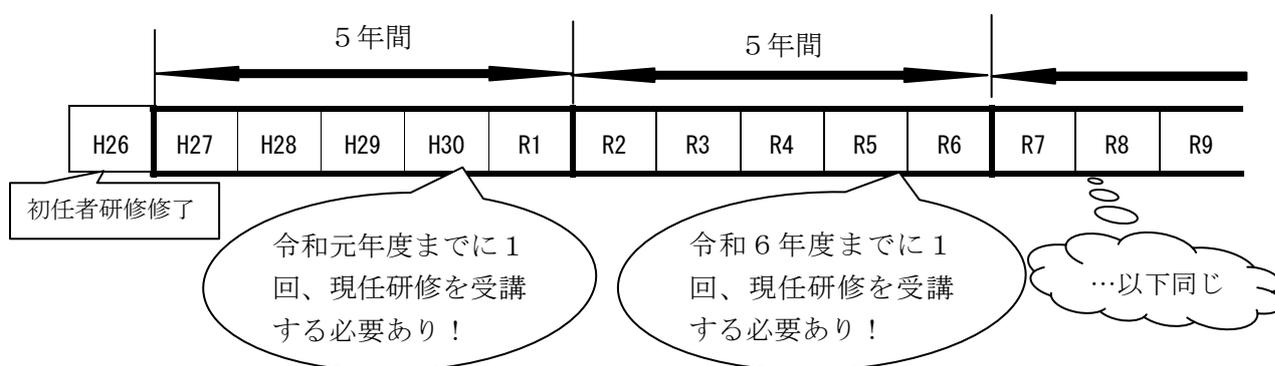
※ 日程の時間割については、変更することがあります。

令和元年度静岡県相談支援従事者現任研修の受講について

● 相談支援専門員又は相談支援専門員として従事予定の方へ

◇ 相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度として5年度ごとに現任研修を修了する必要があります。

(イメージ図…平成26年度に初任者研修を修了した方の場合)



◇ 上記の間に現任研修を修了しなかった場合、相談支援専門員として従事するためには、改めて相談支援従事者初任者研修を修了しなければなりません。

◇ 以下に該当する方は、今年度中に現任研修を修了してください。

- ・平成21年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成26年度までに現任研修を修了した方で、平成27年度以降に2回目の現任研修を修了していない方
- ・平成26年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、これまでに現任研修を修了していない方

※現在相談支援に従事していない場合でも、今後、相談支援専門員として従事する予定の方は受講対象者になりますので、忘れずに受講してください。